

千葉県県税条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年五月二十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県県税条例の一部を改正する条例

千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「、第五十七条第一項の規定による申告書を提出する際に」及び「併せて」を削る。

第五十四条第三項中「第七十三条の十四第十一項から第十三項」を「第七十三条の第十四十二項から第十四項」に改める。

第五十七条第一項中「不動産を取得した者」を「法第七十三条の十八第一項の規定による申告」に、「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改め、同条第三項中「対し」の下に「必要と認める事項について」を、「第一項」の下に「若しくは前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第七十三条の十八第一項ただし書の場合においても、前項に規定する者は、規則で定める事項を記載した申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

第五十八条中「第七十三条の十八第三項」を「第七十三条の十八第四項」に改める。

第五十九条第三項中「除く」の下に「。次項及び同条第三項において同じ」を加え、同条第四項中「（次条第二項又は第三項の規定により既に提出されている書類がある場合は、その書類を除く。）」を削る。

第六十条を次のように改める。

（不動産取得税の徴収猶予の申告等）

第六十条 次の各号に掲げる規定に規定する申告を行おうとする者は、当該不動産取得税について当該各号に定める規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申告書にこれらの規定に該当することを証する書類として規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 法第七十三条の二十五第一項 法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項

二 法第七十三条の二十七の二第二項 同条第一項

- 三 法第七十三条の二十七の三第二項 同条第一項
 - 四 法第七十三条の二十七の四第二項 同条第一項
 - 五 法第七十三条の二十七の五第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項 法第七十三条の二十七の五第一項
 - 六 法第七十三条の二十七の六第二項 同条第一項
 - 七 法第七十三条の二十七の七第二項において準用する法第七十三条の二十七の四第二項 法第七十三条の二十七の七第一項
- 2 前項各号に掲げる規定の適用を受けようとする者が第五十七条第一項の申告書に当該不動産の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を記載して提出した場合は、当該申告書が当該不動産の所在地の市町村長に提出された日に前項の申告書が提出されたものとみなす。この場合において、第五十七条第一項の申告書には、前項に規定する書類を添付しなければならない。
 - 3 第一項第四号から第七号までに掲げる規定により徴収猶予がなされた場合において、当該各号に定める規定により納税義務の免除を受けようとする者は、これらの規定の適用があるべき旨その他必要な事項を記載した申請書にこれらの規定に該当することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 第百十六条第一項第二号中「第三項」を「第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第五十四条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県県税条例第五十二条、第五十七条第一項、第三項及び第四項、第五十九条第三項及び第四項、第六十条並びに第百十六条第一項第二号の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年五月二十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成五年千葉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第九条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第十条中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改める。

第十三条中「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に改め、同条第二号中「二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭」を「二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第三号

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年五月二十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）に基づくものの項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の目中「登録住宅性能評価機関」の下に「（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）」を加え、同目の次に次のように加える。

長期優良住宅 維持保全計画 認定申請手数料	第五条	長期優良住宅に係る長	一戸建ての住宅	一件につき	一万二千元	
第六条	持保全	建築物全体	共同住宅等	一件につき	二万三千元	
第七項	計画	の住戸の数	が五戸以下のもの	一件につき	四万円	
第七項	性能評価	共同住宅等	であつて、	一件につき	四万円	
第八項	により	建築物全体	の住戸の数	が五戸を超え十戸以下のもの	一件につき	六万二千元
第九項	第一号	の住戸の数	が五戸を超え十戸以下のもの	一件につき	六万二千元	
第十項	に掲げ	共同住宅等	であつて、	一件につき	六万二千元	
第十項	に適合	建築物全体	の住戸の数	が五戸を超え十戸以下のもの	一件につき	六万二千元
第十項	として	建築物全体	の住戸の数	が五戸を超え十戸以下のもの	一件につき	六万二千元
第十項	と認め	建築物全体	の住戸の数	が五戸を超え十戸以下のもの	一件につき	六万二千元

優 良 住 宅 維 持 全 計 画 の 認 定 申 請 に 対 す る 審 査

め
ら
れ
た
も
の
で
あ
る
場
合

共同住宅等 が十戸を超 え二十五戸 以下のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 二百戸を超 え二百戸以 下のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 百戸を超 え二百戸以 下のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 五十戸を超 え百戸以 下のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 五十戸を超 え百戸以 下のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 二十五戸を超 え五十戸以 下のもの
一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ
四 十 万 三 千	三 十 六 万 七 千 円	二 十 九 万 五 千 円	十 七 万 六 千 円	十 万 八 千 円	

						その他 の場合		
であつて、 建築物全体 の住戸の数が 二十五戸を 超え五十	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 十戸を超 え二十五戸 以下のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 十戸を超 え二十五戸 以下のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 五戸を超 え十戸以下 のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 五戸を超 え十戸以下 のもの	共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 五戸を超 え十戸以下 のもの	住宅	一戸建ての	建築物全体 の住戸の数が 三百戸を 超えるもの
き	き	き	き	き	き	き	き	き
一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ
千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	円	円
八十七万九	四十八万三	四十八万三	二十四万四	二十四万四	十五万二千	六万二千円		

<p>(摘要)</p> <p>共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全 計画認定申請手数料（第五条第六項の規定 による認定の申請に係るものに限る。）の</p>	<p>戸以下のもの</p>			
	<p>共同住宅等 であつて、 建築物全体 の住戸の数が 五十戸を超え 百戸以下のもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>百五十三万 千円</p>	
	<p>共同住宅等 であつて、 建築物全体の 住戸の数が 百戸を超え 二百戸以下のもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>二百八十三 万五千円</p>	
<p>共同住宅等 であつて、 建築物全体の 住戸の数が 二百戸を超え 三百戸以下のもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>四百六万円</p>		
<p>共同住宅等 であつて、 建築物全体の 住戸の数が 三百戸を超えるもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>四百九十七 万円</p>		

	<p>額は、この節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>	
<p>長期優良住宅 維持保全計画 変更認定申請 手数料</p>	<p>第八条第一項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>別表第一長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）に基づくものの項長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の目の次に次のように加える。</p> <p>一件につき 長期優良住宅維持保全 計画認定申 請手数料の 目第五条第 六項又は第 七項の規定 による長期 優良住宅維 持保全計画 の認定の申 請に対する 審査の節に 掲げる区分 に応じ、そ れぞれ同節 額の欄に定 める額（共 同住宅等に 係る長期優 良住宅維持 保全計画 （第五条第 六項の規定 による認定 の申請に基</p>

	づき第六条 第一項の認 定を受けた ものに限 る。)の変 更にあつて は、同節の 摘要に定め る額)に二 分の一を乗 じて得た額

別表第一運転免許に係る講習等に関する規則に基づくものの項中「第四条第二項第二号」を「第四条第二項第一号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、別表第一運転免許に係る講習等に関する規則に基づくものの項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第四号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年五月二十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成二十七年千葉県条例第八号）の一部を次のように改正する。

表市川市の項中「四六七人」を「四六六人」に改め、同表木更津市の項中「二四四人」を「二四八人」に改め、同表松戸市の項中「五四〇人」を「五四七人」に改め、同表茂原市の項中「一六四人」を「一六三人」に改め、同表成田市の項中「二二四人」を「二二五人」に改め、同表習志野市の項中「二〇四人」を「二〇六人」に改め、同表市原市の項中「三九八人」を「四〇六人」に改め、同表我孫子市の項中「一八五人」を「一八六人」に改め、同表君津市の項中「一七六人」を「一七九人」に改め、同表四街道市の項中「一三八人」を「一三九人」に改め、同表袖ヶ浦市の項中「九六人」を「九七人」に改め、同表印西市の項中「一五四人」を「一五九人」に改め、同表白井市の項中「九〇人」を「九一人」に改め、同表南房総市の項中「一三一人」を「一三五人」に改め、同表長生郡一宮町の項中「二八人」を「二九人」に改め、同表長生郡睦沢町の項中「二一人」を「二二人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和四年五月二十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表診療料の項健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。以下「非紹介初診」という。）の目中「五千五百円」を「七千七百円」に改め、同項千葉県子ども病院における選定療養のうち再診（千葉県子ども病院が他の病院（病床数が二百未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。以下「非紹介再診」という。）の目及び自動車（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二条第一項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第二項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療で健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は診療として行われる診療以外の診療の目中「二千七百五十円」を「三千三百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。